

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 4 日

Sponsor: Brazil, Central African Republic, Chile, China, Costa Rica, Estonia, Japan, Kuwait, New Zealand, Philippines, Turkmenistan,

第 80 回国連総会第一委員会は、

各国に対して LAWS は完全自立兵器とこの文書に限定して定義することを要請し；

意味ある人間の関与の定義を要請し

人工知能分野における新技術の研究開発が急速に進んでおり、教育、医療、仕事など多数の分野で活用していることを認識し、

メディアリテラシーの普及率が各国によって差があることを認識し、生成 AI の使用において必要不可欠なものであることを認識し、

人工知能技術は未だ発展段階であり、誤作動を起こす可能性があり、軍事目的で利用した場合人権侵害をもたらす可能性があることを懸念し、

生成 AI 及び軍事 AI の急速な発展が国際安全保障、人権、経済及び社会的安定に与える潜在的影響を認識し、

生成 AI や軍事 AI に関する国際的な協力と法的拘束力を持つ枠組みの必要性を強調し、

国家間で人工知能技術の研究、普及率、アクセスに差があることに気づき、

LAWS は自律性、致死力を持ち、人間の制御を超える可能性のあるこれまでにない兵器であることを認識し、

LAWS の国際的な共通定義が定まっていないことを懸念し、

LAWS は機械同士の戦いではなく、人間の責任の帰属の問題も大きな争点になることに気づき、

LAWS の潜在的な危険性を大いに懸念し、

United Nations Office of Counter-Terrorism（国連テロ対策事務所）による

生成 AI 及び軍事 AI の急速な発展がもたらす国際社会への潜在的なリスクや利益を認識し、

各国の教育水準、メディアリテラシー、技術力の差異により一律の規制が困難である現状を考慮し、

平和的利用を促進しつつ、軍事分野における AI 研究・使用の透明性を確保する必要性を強調し、

AI 誤作動や誤用が人命及び国家関係に深刻な損害を与え得る可能性を懸念し、

現行の国際枠組みが軍事 AI の誤作動や責任追及に十分対応できていない現状を考慮し、

各国の技術力・教育水準の差異により、一律の規制及び責任追及が困難であることを認め、

責任の所在を公平かつ中立的に判断する第三者機関の必要性を強調し、

Human Rights Watch や Stop Killer Robots キャンペーンによる LAWS（自律型致死兵器）の危険性の強調を称賛し、

ICC（International Criminal Court）（国際刑事裁判所）による軍事 AI 及び生成 AI についての誤作動時に公平な裁判を行い、責任主体を吟味できる可能性を認識し、

1. 各国が独自に規制水準を設定する権利を認め、国際ガイドラインを基礎としつつ柔軟な適用を許容することを確認する；
2. プライバシー、軍事事項、医療、国家の安定を脅かすアルゴリズムを含む AI を高リスク AI と認定し、国家が厳重に規制することを各国に要請し；
3. 軍事 AI に関する国際ルール作りとして以下を実施することを提案する：
 - a. 使用段階のみならず研究段階から適用可能な国際ルールの策定、
 - b. 軍事 AI の透明性及び信頼性向上のための定期的な国際会議の開催、
 - c. 技術共有や監視メカニズムの整備による不測の使用や事故の防止；
4. AI 誤作動時の責任を公正かつ柔軟に判断するために ICC を活用し、以下のことを行う：
 - a. 軍事 AI 及び生成 AI 双方における事故や誤作動に特化した中立的裁判機能を担い、
 - b. 開発・輸出・運用の各段階における原因分析を踏まえたケースバイケースの責任判定を行う、
 - c. 各国の発言力や技術力に左右されない独立性と透明性を確保する；
5. 軍事 AI の国際ルール作りの枠組みを構築することを要請する：
 - a. 使用段階のみならず研究段階から適用可能な規制策定、
 - b. 定期的な国際会議による軍事 AI の透明性・信頼性向上の確保、
 - c. 技術共有や監視メカニズムの整備による事故防止の推進；
6. 各国に対して LAWS は完全自立兵器とこの文書に限定して定義することを要請し；
7. 各国に対して LAWS の全面使用、開発規制を目的とした国際条約の作成を、United Nations Office of Counter-Terrorism(国連テロ対策事務所) で進めることを強く要請する。